

東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(センター長)</p> <p>第3条 <u>学術研究支援総合センター長(以下「センター長」という。)</u> <u>は、本学の教授をもって充てる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 センター長は、センターの業務を掌理する。</u></p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(センター長の選考)</u></p> <p>第4条 <u>センター長の選考は、第7条に規定する運営委員会が行う。</u></p> <p><u>2 センター長は、学長が任命する。</u></p> <p><u>3 その他センター長の選考方法について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(センター長)</p> <p>第3条 <u>センターに、センター長を置く。</u></p> <p><u>2 センター長は、学長が任命する。</u></p> <p><u>3 センター長は、センターの業務を掌理する。</u></p> <p><u>4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>その任期の末日は、センター長を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。</u></u></p> <p><u>5 センター長が任期の途中で欠けた場合には、後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(副センター長)</u></p> <p>第4条 <u>センターに、副センター長を置く。</u></p> <p><u>2 副センター長は、センター長が指名する。</u></p> <p><u>3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>その任期の末日は、当該副センター長を任命するセンター長の任期の末日以前でなければならない。</u></u></p> <p><u>5 副センター長が任期の途中で欠けた場合には、後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの統一を受け、センター長の選考プロセスの見直し、及び副センター長を明文化</p>

附 則 (令和5年3月6日術規則第1号)

- 1 この規則は、令和5年3月6日から施行する。
- 2 東京農工大学学術研究支援総合センター長推薦委員会規程(平成21年1月27日21術規程第1号)は廃止する。